

第179回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和4年11月22日 午後2時30分から

会場 市役所3階 教育委員室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示

事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係主査 田口 陽平

説明者 子ども家庭部参事兼児童青少年課長 馬橋 利行 児童青少年課課長補佐 青木 恒
建築営繕課建築営繕係主査 江澤 映理子

【石居会長】 それでは、定刻になりましたので、第179回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めます。本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

こちらのほうは岸委員と私が今おりまして、中川委員が少し遅れての到着ということになります。オンラインで中川委員、関口委員ということになりますので、よろしく願いいたします。

では、初めに事務局から資料の確認をお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【石居会長】 ありがとうございます。

資料のほう、皆様、お手元にそろっていますでしょうか。

ありがとうございます。

では、早速ですが、審議に入りたいと思います。

それでは、諮問事項の1ということになります。国立市個人情報保護条例第8条第3項第7号及び第4項の規定に基づく諮問ということで、くにたち未来共創拠点矢川プラスに安心安全カメラを設置することにより個人情報を本人外収集することについて、及び、1に関わる本人外収集に関して、本人に通知しないことについての諮問ということになります。

では、自己紹介をいただいて、そのまま資料の御説明をいただければと思います。よろしく願いします。

【子ども家庭部参事】 (自己紹介)

【児童青少年課課長補佐】 (自己紹介)

【建築営繕係主査】 (自己紹介)

【石居会長】 よろしく願いします。

では、御説明をお願いいたします。

【子ども家庭部参事】 では、まず私のほうから全体を御説明させていただきます。

まず最初に、先ほどの諮問事項についてでございます。資料1-1になります。お手元の諮問書にありますとおり、くにたち未来共創拠点矢川プラスに安心安全カメラを設置することにより個人情報を本人外収集することについて、上記(1)の本人外収集に関して、本人に通知しないことについてでございます。

諮問2についても資料1-1にございます。くにたち未来共創拠点矢川プラスに安心安全カメラを設置することにより、くにたち未来共創拠点矢川プラスにおける犯罪を抑止するために諮問するものでございます。

続きまして、資料1-2を御覧ください。今回諮問いたしますくにたち未来共創拠点矢川プラスに安心安全カメラを設置することにつきまして御説明させていただきます。

まず、1点目でございます。建設事業の概要についてでございますが、当該施設は、東京都による都営矢川北アパートの建て替え事業に伴い生じます土地である矢川公共用地の活用計画に基づきまして、人口減少・超少子高齢社会に対応する次世代育成を核とするまちづくり、この一環といたしまして、高齢化の進展、にぎわい創出等の周辺の地域課題を調査するとともに、施設機能やコンセプトについて、市民の方を中心に多くの意見を伺いながら検討を進めてきまして、今回、国立市初の複合施設でございます。

2点目に記載しておりますが、施設の概要でございます。この複合施設は、地上2階、延床面積約1,900平米の規模となりまして、令和5年4月の開設を予定しております。複合施設の主となる施設は、児童館、子育てひろば、幼児教育センターでありまして、これにスタジオを含む多目的ルーム、エントランスホールやおとり土間とされる共用部、あと、屋外の多目的ひろばから成ります。

3点目ですけれども、3点目以降の安心安全カメラについてでございます。この安心安全カメラの設置につきましては、別紙2になりますが、防犯、抑止のための必要な出入口部の外部、ひさし部等に設置いたしまして、屋外型カメラを1階部分に2か所、あと、2階部分に2か所、合計の4台の安心安全カメラの設置を計画しております。

(セキュリティに係る説明)

施設の説明及び安心安全カメラに関する説明については、私は以上になります。

続きまして、設置運用基準につきましては担当のほうから御説明させていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

【児童青少年課課長補佐】 続きまして、私のほうから別紙1、くにたち未来共創拠点矢川プラス安心安全カメラ設置運用基準(案)に基づきまして御説明をいたします。

こちらの設置基準案でございますが、既に他の施設、旧国立駅舎ですとか、ほかにももう安心安全カメラが設置されている施設がたくさんございますので、そちらの基準案を基に作成をいたしております。

第2、設置年月日のところでございますが、別紙1別表という形で表を1枚おつけしてありまして、基本的には全て令和4年10月31日に、先ほど参事が申し上げたとおり4台、1階に2台、2階に2台、合計4台の屋外用のカメラを設置してございます。

第3、設置台数に関しましても同様でございます、合計4台、今御説明申し上げたとおりでございます。

第4、設置の表示といたしまして、カメラ設置箇所の部分には安心安全カメラを設置していますという表示をしてございます。

それから、第5、管理責任者等の設置及び指定ということで、矢川プラスに関しましては子ども家庭部児童青少年課が所管となつてございますので、児童青少年課長が管理担当課長として責任者となる予定でございます。それから、担当職員ということで、児童青少年課児童青少年係の職員が管理担当職員という形で今後対応していく予定でございます。

(セキュリティに係る説明)

別紙2に関しまして、一応、3のもので図面に基づきましてこの箇所に設置しておりますというのをお示しさせていただいております。矢川プラスは扇状の施設になっておりまして、少し見づらい部

分もあろうかと思いますが、1ページ目の真ん中辺りになりますが、主要の開口部のところに1台、それから、左側のほうに行きまして階段手前、もう1か所、1階にも入り口がございますので、1階に入れる部分のところにしまして1台、それから、1枚おめくりいただきまして2階部分になりますけれども、右上のほうになります。こちらは先ほど申し上げたとおり屋外のひろばのほうから階段で上がってきたところにも入り口が1か所ございますので、そちらのほうを撮影するところが1台、それから、先ほど1ページ目の左側にありました1階部分の入り口のところにも上に上っていただける階段がございますので、そちらの2階の入り口部分に1台という形で合計4台の設置とさせていただきます。

別紙3にしましてはカメラの詳細な仕様書、別紙4としまして安心安全カメラの条例、別紙5といたしまして規則という形で、今回の資料とさせていただきます。

補足説明は以上になります。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、審議に移りたいと思います。御質問、御意見など、どのような点でも構いません。お出しただけならばと思いますが、いかがでしょうか。

【岸委員】 よろしいですか。

【石居会長】 お願いします。

【岸委員】 単純に施設そのものと周辺の環境についてお伺いできればと思うのですが、南武線の線路、私、南武線ユーザーなので見えるのですが、線路がこの図でいうと下のほうにあるということですか。

【建築営繕係主査】 はい。

【岸委員】 下のほうにあって、保育園が確か隣接して、何か同じような感じの建物だと記憶しているのですが、それはこの図でいうと左の辺りにあるという理解でよろしいですか。

【子ども家庭部参事】 左側です。

【岸委員】 あと、この追加の資料とこちらとはどう違うというか。

【児童青少年課課長補佐】 (セキュリティに係る説明)

【岸委員】 その視認範囲が最初に送られたものと手書きで塗り潰されているような感じですが、本日机上にいただいたものと点線でしっかり描いてあるということですか。

【児童青少年課課長補佐】 はい。

【岸委員】 そうしますと、図でいうと左側にあるカメラは保育園との境目辺りが映るという感じになるのですか。

【児童青少年課課長補佐】 はい。

【岸委員】 分かりました。

右側のものは公道上から入ってくる人が映るという感じなのですか。

【児童青少年課課長補佐】 1階部分にしましてはそうですね、公道の部分から入ってこられる方が映るような形になりますし、2階部分にしましてはひろばがこの入り口の先にありますので、ひろばからどちらかというところから上がってくる方、階段を使って上がってくる方というところを映すような形になろうかと思いますが。

【岸委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【関口委員】 私からよろしいでしょうか。

【石居会長】 関口委員、お願いします。

【関口委員】 何点か確認させていただきます。まず、今回新たに設置する安心安全カメラですけれども、国立市には既に運用中の安心安全カメラがあると思いますが、そちらと何か運用について異なる点ですとか、変わっている、変更があった点などございますでしょうか。

【児童青少年課課長補佐】 こちらに関しましては特に、矢川プラスだから特殊な点ということはありません。全く同じ基準で設置をしております。

【関口委員】 いずれも条例に基づいて設置されているということですね。

【児童青少年課課長補佐】 はい。

【関口委員】 ありがとうございます。

(セキュリティに係る質疑)

【事務局】 (応答)

【関口委員】 (応答)

【事務局】 (応答)

【関口委員】 (セキュリティに係る質疑)

【事務局】 (応答)

【関口委員】 (セキュリティに係る質疑)

【児童青少年課課長補佐】 (応答)

【関口委員】 矢川プラスのこの施設の運用スタッフと安心安全カメラの管理担当職員というのはイコールですか。

【児童青少年課課長補佐】 矢川プラスに関しましては、今回、指定管理者制度を取っておりますので、指定管理者でありますくにたち子どもの夢・未来事業団という者が管理運営を行っておりますので、そちらのスタッフが一義的には管理をしようかと思えます。

ただし、児童館に関しましては直営方式のままになりますので、こちらに関しましては児童青少年課に児童課の職員がひもついておりますので、児童青少年課の職員と指定管理者であるくにたち子どもの夢・未来事業団の二者で管理をするというような形になります。

【関口委員】 (セキュリティに係る質疑)

【児童青少年課課長補佐】 (応答)

【関口委員】 ありがとうございます。こちらの管理が非常に大事になってくるかなと思うので、嚴重にお願いしたいと思えます。

(セキュリティに係る質疑)

【児童青少年課課長補佐】 (応答)

【関口委員】 (セキュリティに係る質疑)

【児童青少年課課長補佐】 (応答)

【関口委員】 (セキュリティに係る質疑)

【児童青少年課課長補佐】 (応答)

【関口委員】 承知しました。ありがとうございます。

最後にもう1点、既にカメラは10月31日に設置済みということですが、録画開始時期は決まっていच्छゃいますか。施設は来年4月ということですが。

【児童青少年課課長補佐】 現在のところ、施設のオープン自体は4月1日を予定しておりますが、それ以前から少しプレオープンという形でイベントなどを少し、3月ぐらいから開始していこうかと、現在、検討しているところでございます。そのため、基準案のほうに関しましても2月28日を制定日とさせていただいて、可能であれば3月1日から録画は開始していきたいと考えております。

【関口委員】 ありがとうございます。運用は決まっているということで了解しました。

一旦、私のほうから確認事項は以上になります。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

【中村委員】 では、中村から質問させていただきます。

【石居会長】 お願いします。

【中村委員】 矢川プラスの安心安全カメラは24時間365日稼働し続けるということでしょうか。

【児童青少年課課長補佐】 おっしゃるとおりでございます。

【中村委員】 施設内の状況を録画するカメラというのは設置されるのですか。

【児童青少年課課長補佐】 施設の中に関しましては、カメラの設置予定はございません。あくまでも開口部になります。

【中村委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

開口部はこの4か所で全てですか。ということですか。

【建築営繕係主査】 出入口は4か所なので。

【石居会長】 全て、なるほど。分かりました。

それと、あともう一つなのですが、本人に通知しないということでもあるのですけれども、一方で目的が犯罪の抑止ということになっていきますけれども、カメラを設置していますとか、何かそういう表示とかはされるのか、それとも、カメラを見ていただければ撮っているということはわかりますよねという形になるのか、その辺りは何か直接的に録画していることを一般向けに断るような表示はされる予定はありますか。

【児童青少年課課長補佐】 カメラの足元の部分等に安心安全カメラを設置していますというふうな記載のステッカーというか、看板を設置はしております。利用者の方に明示はしているという状況です。

【石居会長】 それは、4台それぞれの場所に。

【児童青少年課課長補佐】 はい。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

【岸委員】 今おっしゃったのは、別紙1の第4のステッカーということによろしいですか。

【児童青少年課課長補佐】 そうです、基準のところのステッカーという記載にさせていただいていますが、形としては……。

【岸委員】 どのぐらいの大きさというか。

【建築営繕係主査】 このぐらいの大きさで……。

【岸委員】 縦書き。

【建築営繕係主査】 モックでできたサインを……。

【岸委員】 もう立て看板的なもの。

【建築営繕係主査】 壁につけて、はい。

【岸委員】 分かりました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 遅れて申し訳ありませんでした。これはもう質問があったかもしれないのですが、この開口部の撮影というのは外に向けて。それとも、入ってくる人だけを撮影するという形でしょうか。通りを歩いている方とか、どの範囲の方まで映るようになっていくのかという。

【児童青少年課課長補佐】 対象範囲は敷地内になるようにカメラの角度を設定していますので。

【中川委員】 では、施設を利用する方のみが一応映るという形ですね。

【児童青少年課課長補佐】 はい、そうです。

【石居会長】 別紙2の図のところの扇の範囲が角度と大体の視認範囲を表しているということだそうですね。

【岸委員】 扇のこの辺りも、この辺りとかも敷地内ではあるという感じですか。何か、上のほうとか下のほうとかも敷地内という。

【建築営繕係主査】 実際の可動範囲をこの扇の10メートルで示させていただいているのですが、実際は扇の円弧の部分が隣地にこの図上では出ていますので、そちらは角度を調整することで撮影範囲を敷地内に収めるというような形でやらせていただいています。

【岸委員】 こちらだともうそれこそ保育園の中に入る。保育園なので他人の家の中というのとは少し違うのかもしれない、プライバシーの問題とは。こちらだと公道上ということになるのですか、入るとしても。上のほう。

【子ども家庭部参事】 図面上で入ってしまう部分については、今言った角度の調整ということで。

【岸委員】 入らないようにはすると。

【子ども家庭部参事】 はい。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、そうしましたら答申の取りまとめに移りたいと思います。

では、岸委員からお願いいたします。

【岸委員】 本人外収集することも本人に通知しないことについても必要性があると思いますので、お認めしてよろしいと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、すいません、中川委員、途中からで申し訳ございません。

【中川委員】 大体お話を伺っている限りではよろしいかと思えます。

ただ、今後、運用の過程で警察機関等による照会等もあると思いますので、照会目的等、もし第三者提供するということになる場合には慎重に運用していただくようお願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、中川委員、お願いします。

【中川委員】 公益上の必要性があり、事務事業の円滑な遂行に不可欠な制度だと考えます。それから、本人に通知しないことは合理的な理由があると考えます。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、関口委員、お願いいたします。

【関口委員】 (セキュリティに係る指摘) 問題ない、お認めしてよろしいかと思ひます。

【石居会長】 ありがとうございます。

私もお認めしてよろしいかと思ひます。

先ほど、中川委員がおっしゃっていた警察機関、捜査機関等への提供に関してで改めて思つたのは、今回、特にカメラの角度の問題で施設を利用する人しか映らないという前提であるとするならば、多分、今後、捜査機関への提供のときに、施設に関わつて何か起きていれば提供するという事になる可能性が高くなって、逆に映り込んでいる他者を目的とした捜査提供のような依頼があつたときには、少し慎重に判断をする、撮影範囲との兼ね合ひで慎重な判断もできるということにはなるのではないかと思ひるので、その辺り、ぜひ御留意いただければなというふうに思ひます。

また、今回、指定管理者ということですので、できるだけやはりその管理者との間の意思疎通をきちんとしながら管理をしていただければと思ひます。

お認めしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

【子ども家庭部参事】 ありがとうございます。

失礼いたします。ありがとうございました。

(説明者退室)

【石居会長】 ありがとうございます。

では、続きまして、報告事項になります。報告事項の1つ目になります。個人情報取扱業務登録(変更)の報告についてということで、よろしくお願ひします。準備できてからで大丈夫です。

【事務局】 それでは、資料2-1からとなります。個人情報取扱業務登録のものは1件でございます。

まず、2-1を御覧ください。国立駅周辺整備課の富士見台地域まちづくり事業でございます。富士見台地域のまちづくりに関する議論の場として、市民に開かれた参加の場、富士見台ミーティングといひますけれども、こちらを開催し、参加者にまちづくりに関連する情報提供を行うに当たり、参加された方の必要な個人情報を収集するための新規の登録というものでして、個人情報の記録項目等は裏面に記載のとおりでございます。

以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次、報告事項の2、個人情報目的外利用等届出の報告についてということで、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、資料No. 3-1からになります。目的、理由、目的外利用等をする期間及び提供先は記載のとおりとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

3-1から3-4の4件ですが、いずれも課税課のものでございます。

まず、3-1から3-3は、課税課の市都民税の課税業務でございます。

3-1は、本人の同意に基づき、所得状況を外部提供するものでございます。

3-2は、法令の規定に基づき、対象者の税務情報等を外部提供するものでございます。

3-3は、本人同意に基づきまして、該当世帯の課税・非課税の情報を提供する目的外利用でございます。

3-4は、法令の規定に基づき、対象者の軽自動車税に関する情報を外部提供するものでございます。

続きまして、3-5、収納課の市税収納事務でございます。本人の同意に基づき、市税の納付状況を開示する目的外利用でございます。

続きまして、3-6、高齢者支援課の老人援護・給付等業務でございます。法令の規定に基づき、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る入所措置等が執られている高齢者の情報を提供する目的外利用となっております。

続きまして、3-7、保険年金課の国民健康保険課税事業、後期高齢者医療業務、国民健康保険給付事業でございます。法令の規定及び本人の同意に基づき、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納付及び還付状況、それと、国民健康保険及び後期高齢者医療保険被保険者の納付状況について、保有のデータを提供する目的外利用となっております。

続きまして、資料3-8と3-9の2件でございますが、いずれも子育て支援課の児童手当等でございます。

まず、3-8は、本人の同意に基づき、児童扶養手当受給者の支給状況等の情報を提供する目的外利用でございます。

3-9は、法令の規定に基づき、該当者の児童手当の受給状況に関して情報を提供する目的外利用でございます。

最後、3-10は、子ども家庭支援センターの要保護児童等に関する相談業務でございます。総合オンブズマンより情報提供の依頼を請け、子ども家庭支援センターにおける当該要保護児童のこれまでの関わりや世帯状況について情報提供を行う外部提供でございます。こちらは本人同意や法令の規定に基づかないものになりますので、国立市総合オンブズマンが調査を実施するに当たり、相談申立てに係る個人情報の目的外利用とすること、及び、目的外利用等について本人に通知しないことにつきまして審議会に諮問させていただいて答申を得ているものでございます。

以上、簡単でございますが、御報告とさせていただきます。

【石居会長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

【関口委員】 1点よろしいでしょうか。

【石居会長】 お願いいたします。

【関口委員】 最後の3-10の提供方法、その他となっているところは、これはどういう提供方法になりますでしょうか。

【事務局】 口頭でお伝えしたという話を聞いております。

【関口委員】 なるほど。閲覧でもなくて口頭なのでその他だということで。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。

【関口委員】 承知しました。ありがとうございます。

もう一個、その他があったところは電子データと書いていただいていたのですが、何かなと思いました。確認させていただきました。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

【事務局】 目的外利用なのですけれども、これから先さらに増えていくというのはもう目に見え

ておりまして、というのは、コロナに伴う給付金であったり、あとは、物価上昇に伴って今度また給付金が出るということになりますと、所得状況の照会というのがこれから多分に出てくるということが想定されますので、一応、御報告までさせていただきます。

【石居会長】 ありがとうございます。そうですね、確かに。承知しました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。では、よろしいでしょうか。

(次回日程確認)

続きまして、条例の検討状況及びその関連する条例にどんな動きがあるのかというようなことを少し事務局から御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局】 よろしくお願いたします。御答申をいただきました個人情報保護に関する施行条例案につきましては、条例案の最終調整が終わりまして、条例案の提出というところになります。

全ての議員の会派には説明が終わりまして、御審議いただいたことへの感謝と、取組姿勢については議会のほうでも評価をいただいているところでございます。

これからは議案、本会議が12月1日にありますので、そこで上程、12月12日の総務文教委員会で詳細の審査が入る。それで最終本会議21を迎えるという形になります。

どれだけの長さで御質疑いただくかというのはまだ分からないのですが、議員さんとは調整をしつつ取り組んでまいりたいと思っております。

また、2点目の関係条例の関係ですが、引用する単純な軽微な部分については今回の条例案の附則で改正をさせていただきます。

残りの住基ネットの条例と安心安全カメラ条例については、諮問で答申をいただき、制定した条例となります。これについても、目的が個人情報保護となると許容されないという保護委員会からの回答が出ていますので、目的、個人情報保護目的を取るとすかさずかの条例になってしまうのですね。ですので、運用でどうするかという部分だと、条例だと保護委員会に提出しなければいけないので、もう条例を廃止して、規則とかで定めて、運用のほうで強化をしていくか等々に含めて、今、担当課に投げかけている状況です。

したがって、市長のほうからも廃止もしくは改正についても、場合によっては本審議会のほうに諮問させていただき、御協議をいただきたいというような話も出ておりますので、詳細が固まりましたら、また速やかに御報告をさせていただきたいと思っておりますので、その節どうぞ御審議のほどよろしくお願いたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

今の御説明に関して何か御質問とか御意見とかございますか。よろしいですか。

では、次第に沿った内容としては以上ということではよろしいですか。

では、そうしましたら、以上をもちまして第179回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を終了したいと思います。どうもお忙しい中、ありがとうございました。

— 了 —